

旅行キャンセル保険

重要事項等説明書

この重要事項等説明書は、ご契約に際しお客さまにご理解いただきたい大切な内容が記載されていますので、ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みいただけますようお願いいたします。

また、この保険は、被保険者からお申込みの手続きを行っていただくため、被保険者の方も重要事項等説明書を必ずお読みいただきますようお願いいたします。

この書面は、契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については普通保険約款・特約をご確認ください。

契約概要 ……保険契約の内容を理解いただくための事項です。

注意喚起情報 ……ご契約に際してご契約者にとって不利益となる可能性のある事項等、特にご注意ください事項です。

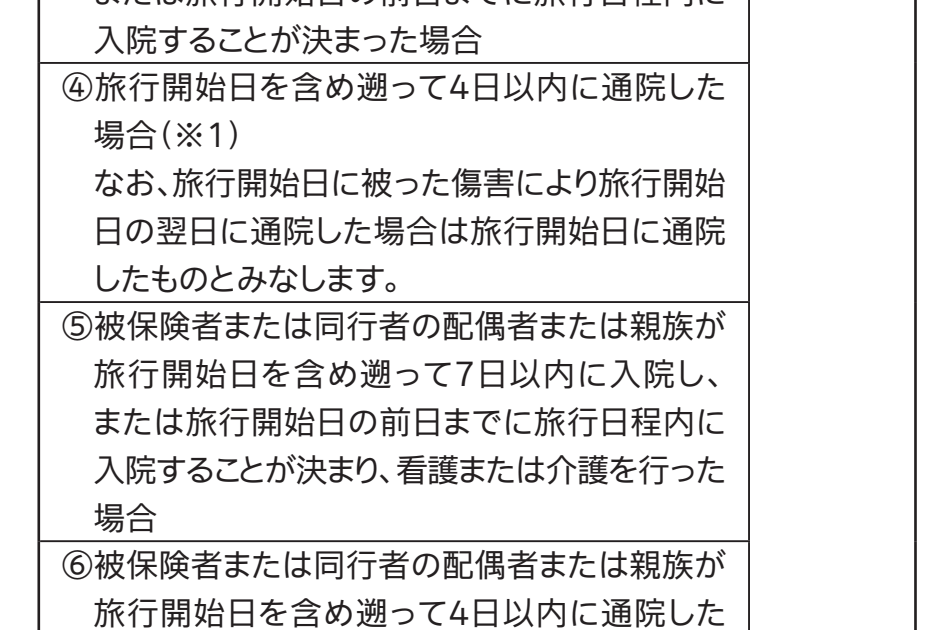
1 商品のしくみと補償内容

(1)商品のしくみ
旅行キャンセル保険(※)は、突然の入院や通院、悪天候による交通機関の遅延などのほか、思いがけない理由で旅行予約をキャンセルした場合にかかるキャンセル料を補償する保険です。なお、旅行予約をキャンセルした事由により補償される割合が異なります。詳しくは(2)補償内容「保険金をお支払いする主なキャンセル事由」をご覧ください。

(※)旅行キャンセル保険は、費用の保険普通保険約款に旅行キャンセル費用特約をセットした商品の名称です。

⚠️ 偶然な事由によらないキャンセルはお支払いの対象外となります。
<お支払い対象外となるキャンセル例>
・旅行に行く意思がなくなった等の心変わりによるキャンセル
・新型コロナウイルスに感染するかもしれない等の感情に起因するキャンセル
・複数プランの予約をし行かないプランをやめた、他のプランに心変わりした等の任意のキャンセル
など

旅行キャンセル保険



(2)補償内容
被保険者または同行者に下表に掲げるいずれかの事由が生じ、これを直接の原因として旅行予約の全部または一部をキャンセルしたことで、被保険者がキャンセル料を負担した場合に保険金をお支払いします。ただし、旅行開始日の前日を含め遡って54日前以降に旅行予約の全部または一部をキャンセルした場合に限ります。

お支払いする保険金の額は以下のとおりです。
お支払いする保険金(※) = キャンセル料 × キャンセル事由に応じたてん補割合

(※)保険金額を限度とします。
詳しくは普通保険約款・特約をご参照ください。

保険金をお支払いする主なキャンセル事由	てん補割合
①死亡した場合	100%
②被保険者または同行者の配偶者または親族が死亡した場合 ただし、旅行開始日を含め遡って31日以内の場合に限ります。	
③旅行開始日を含め遡って7日以内に入院する、または旅行開始日の前日までに旅行日程内に入院することが決まった場合	
④旅行開始日を含め遡って4日以内に通院した場合(※1) なお、旅行開始日に被った傷害により旅行開始日の翌日に通院した場合は旅行開始日に通院したものとみなします。	
⑤被保険者または同行者の配偶者または親族が旅行開始日を含め遡って7日以内に入院し、または旅行開始日の前日までに旅行日程内に入院することが決まり、看護または介護を行った場合	
⑥被保険者または同行者の配偶者または親族が旅行開始日を含め遡って4日以内に通院したことに伴い看護または介護を行った場合 なお、旅行開始日に被った傷害により旅行開始日の翌日に通院した場合は旅行開始日に通院したものとみなします。	
⑦被保険者または同行者が旅行開始日を含め遡って7日以内にインフルエンザ感染症(※2)または新型コロナウイルス感染症(※3)もしくは当社の指定する感染性胃腸炎(※4)を発病(※5)した場合	
⑧常時居住している家屋に以下の損害が発生した場合 ただし、旅行開始日を含め遡って31日以内の場合に限り、また、家屋の機能の喪失または低下を伴わない損害は除きます。 ・火災、落雷、破裂または爆発(※6) ・風災(※7)、雹(ひょう)災または雪災(※8) ・水災(※9) ・地震、噴火またはこれらによる津波	
⑨乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関に遅延、欠航または2時間以上の遅延が発生した場合 ただし、運行時刻が定められている交通機関に限ります。	
⑩裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に定める裁判員または補充裁判員に選任され裁判所へ出廷する場合	
⑪旅行開始日またはその前日に交通事故(※11)を起こした場合	
⑫旅行開始日またはその前日に第三者の葬儀に参列した場合	
⑬道路交通法に定める免許の取消し、停止等の処分を受けた場合 ただし、旅行開始日を含め遡って7日以内の場合に限ります。	
⑭妊娠の事実が判明した場合 ただし、旅行契約等申込時に妊娠の事実が判明していた場合を除きます。	
⑮飼っている犬または猫が死亡した場合 ただし、旅行開始日を含め遡って7日以内の場合に限ります。	
⑯旅行日程内に参加することを予定していたイベント(※12)が中止または延期となった場合	
⑰①～⑯以外の偶然な事由	

(※1)通院
旅行の実施に支障をきたすために、通院を余儀なくされた場合に限ります。

(※2)インフルエンザ感染症
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第6項第1号に規定するインフルエンザをいいます。

(※3)新型コロナウイルス感染症
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第6項に規定する新型コロナウイルス感染症をいいます。

(※4)当社の指定する感染性胃腸炎
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99号)第1条第6号に規定する感染性胃腸炎のうち、病原体がノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルスを原因とするものをいいます。

(※5)発病
発病の認定は、被保険者または同行者以外の医師の診断によります。

(※6)破裂または爆発
気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

(※7)風災
台風、旋風、竜巻、暴風等をいひ、洪水、高潮を除きます。

(※8)雪災
豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩(なだれ)をいひ、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。

(※9)水災
台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ(※10)・落石等をいいます。

(※10)土砂崩れ
崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいひ、落石を除きます。

(※11)交通事故
車両の交通によって生じた人の死傷もしくは物の損壊をいひ、警察へ届け出た事故に限ります。

(※12)イベント
演劇、コンサート、スポーツ、競技会その他これらに類似の興行をいひ、予めチケットを購入しているものに限ります。

(3)保険金をお支払いできない主な場合
保険金をお支払いできない主な場合は、次のとおりです。詳しくは、普通保険約款・特約をご参照ください。

- ①被保険約款(※1)による旅行の取消し
- ②被保険者または同行者の犯罪行為または闘争行為
- ③被保険者または同行者に対する刑の執行
- ④被保険者または同行者が法令に定められた運転資格を持たず、または酒に酔った状態もしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等(※2)を運転している間に生じた事故
- ⑤保険契約者、被保険者(※3)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ⑥差押え、収用、没収、破壊等国または公共機関の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な措置となされた場合を除きます。
- ⑦戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(※4)
- ⑧核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑨放射性物質もしくは放射性物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑩直接であると間接であるとを問わずテロ行為(※5)によって、またはテロ行為(※5)の結果として生じた損害

(※1)旅行に行く意思がなくなった等の心変わりをいいます。

(※2)自動車または原動機付自転車をいいます。

(※3)保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(※4)群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(※5)政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが、その主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。

2 保険期間および保険責任開始日

この保険は、保険契約お申込み後(※)、保険契約が成立した時点から補償が開始されます。

補償の終了は、旅行終了日の午後12時となります。

(※)「被保険者による手続きに関する特約(団体用)」がセットされており、お客さま(被保険者)のお申込みをもって手続きが完了します。

3 引受条件(保険金額など)について

この保険の保険金額は旅行代金で、契約内容確認記載の金額です。

4 保険料のお支払いについて

この保険の保険料は、一括払にてお支払いいただきます。
なお、保険料は団体契約者にお支払いください。

5 保険証券

この保険は保険証券の発行は行いません。
ご契約内容は、PayPayほけん・加入履歴(ヤフーサービス専用保険)から契約内容確認証をダウンロードしてご確認ください。

6 事故が発生した場合

- ・当社はお客さまのキャンセル情報をヤフー株式会社から取得し、損害(※)が発生した場合は、当社からお客さまのご登録されているメールアドレスに保険金請求手続きのご案内を通知いたしますので、通知の内容に基づき、PayPayほけん・加入履歴(ヤフーサービス専用保険)から速やかに保険金請求のお手続きをお願いします。
- ・保険金の請求を行うときは、普通保険約款・特約に定める書類等をご提出いただく場合があります。
- ・この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。当社・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
- ・保険金のお支払対象となる場合は、保険金はPayPayマネーまたは金融機関口座にてお受け取りいただけます。

(※)被保険者が負担したキャンセル料が確定した時点での損害をいいます。

7 解約返れい金および解約のお手続き

この商品の解約返れい金は、解約のお申出日によって以下のとおりとなります。

<旅行開始日を含め遡って16日以前>
保険料の全額を解約返れい金として返還します。
ただし、キャンセル料が発生している場合は解約返れい金はありません。

<旅行開始日を含め遡って15日以降>
解約返れい金はありません。

ご契約を解約する場合は、PayPayほけん・加入履歴(ヤフーサービス専用保険)からお手続きください。

なお、以下の場合、ご契約は失効(終了)となるため、ヤフー株式会社から契約失効(終了)のご案内を通知します。なお、ご案内通知が届かない場合は、当社までお問い合わせください。

- ・旅行予約をキャンセルする場合
- ・被保険者が旅行に参加しなくなった場合

8 告知事項・通知事項

(1)告知事項
ご契約者または被保険者には、ご契約時に当社が特に定める重要な事項(告知事項)について事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。なお、この保険に告知事項はありません。

(2)通知事項
予約内容の変更を行った場合、当社はお客さまの予約内容をヤフー株式会社から取得し、保険契約の内容を変更します。
なお、保険契約の内容の変更に伴い、保険料に返還または追徴が生じる場合は、ヤフー株式会社から通知します。

9 満期返れい金・契約者配当金

この保険は、満期返れい金・契約者配当金はありません。

10 クーリングオフについて

この保険は、保険期間が1年以内のため、クーリングオフの対象とはなりません。

11 補償重複について

この保険契約と同様の補償内容の保険にご加入されている場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約等からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約等からは保険金等が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、加入の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

12 支払時情報交換制度

当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに保険金などのお支払いまたは保険契約の解除、取消もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。
「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険会社などの社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ(<http://www.shougakutanki.jp/>)をご参照ください。

13 少額短期保険業者について

Mysurance株式会社は、保険業法に定める「少額短期保険業者」の登録会社です。

少額短期保険業者が引受可能な保険契約は保険業法において以下のとおり定められています。

- ①保険期間は1年以内(損害保険分野については、保険期間は2年以上)となります。
(旅行キャンセル保険の保険期間は最長1年です。)
- ②被保険者あたりの引受可能な保険金額の合計額は、1,000万円(ただし、個人の日常生活に伴う損害賠償責任を対象とする保険を含む場合は2,000万円)までとなります。
- ③契約者あたりの引受可能な保険金額の合計額は、10億円までとなります。

14 少額短期保険業者破綻時等の取扱い

(1)少額短期保険業者の業務もしくは収支の状況に照らして事業の継続に影響を及ぼす状況となった場合は、保険金を削減してお支払いすることがあります。また、保険期間中に以下の措置を講じることがあります。

- ①保険料の増額
- ②保険金額の減額

(2)少額短期保険業者の経営が破綻した場合は、保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置の適用はありません。また、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する補償対象契約(破綻保険会社に係る保険契約のうち内閣府令・財務省令で定める保険契約)にも該当しません。

1. 個人情報の取扱いについて

Mysurance株式会社は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、当社の商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うこと(以下、「当社業務」といいます。)に利用します。また、当社が業務上必要とする範囲で以下のとおり情報の取得・利用・提供または登録を行うことがあります。

- ①当社業務のために、保険代理店を含む業務委託先、その他関係先等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
- ②再保険のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社から他の再保険会社等への提供を含みます。)があります。
- ③国内外のグループ会社や提携先に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。
- ④保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本少額短期保険協会、他の保険会社等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

当社の個人情報の取扱いの詳細は、当社公式ウェブサイト(<https://www.mysurance.co.jp/privacy/handling/>)をご覧ください。

2. 保険金請求手続きにおける個人情報の取扱いについて

1. 個人情報の取扱いについて①に記載の業務委託先には、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先を含みます。

指定紛争解決機関

Mysurance株式会社との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営する紛争解決機関「少額短期ほけん相談室」に解決の申し立てを行うことができます。(当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会と紛争解決等業務に関する基本契約(ADR契約)を締結しています。)

少額短期ほけん相談室
☎️ 0120-82-1144

<受付時間>
平日9:00~12:00、13:00~17:00
(土・日・祝日、年末年始は休業)

取扱代理店について

取扱代理店は、Mysurance株式会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいております有効に成立したご契約につきましては、Mysurance株式会社と直接契約されたものとなります。

ご契約内容の確認や変更の手続きについては、PayPayほけん・加入履歴(ヤフーサービス専用保険)をご利用ください。

ヤフー株式会社より注意事項のご案内

■個人情報のお取り扱いについて
以下について同意のうえ、本契約にご加入ください。

ヤフーは、本保険の加入・手続きに必要なお客さま情報を、PayPay保険サービス株式会社およびMysurance株式会社へ提供いたします。

PayPay保険サービス株式会社は、本保険サービスの提供、本保険サービスおよびヤフーの他サービスの品質向上のため、以下の項目をヤフーに対し、また、本保険サービス提供および本保険サービスへの品質向上のため、以下の項目をMysurance株式会社に対しそれぞれ提供いたします。

- ・ユーザー識別子、姓名、住所、電話番号、生年月日、性別、メールアドレス
- ・ご加入された保険の補償内容および契約状況
- ・その他サービス提供に必要な情報等

ヤフーは、お客さまに関する情報を、Yahoo! JAPANの「プライバシーポリシー」にしたがって取り扱うものいたします。

Mysurance株式会社へのお問い合わせ

保険商品に関するお問い合わせは、当社公式ウェブサイトでご確認いただけます。

【公式ウェブサイト】
<https://www.mysurance.co.jp>

【お問合せフォーム】
<https://inquiry.mysurance.co.jp/contact/#/>

MysuranceはSOMPOグループの一員です。 MY523-00186